

特定疾患治療研究事業に係る地方への超過負担の 解消に関する緊急要望

治療方法が確立されていないいわゆる難病について、治療方法の確立及びそれまでの間の患者の経済的・精神的負担の軽減は、本来国の責任において、全国的な制度として実施されるべきものであり、全国知事会としても、特定疾患治療研究事業の拡大・充実を要望してきたところである。

しかしながら、国の予算削減により、都道府県においては多額の超過負担を生じている。これは、国の予算編成の都合による、単なる地方公共団体への負担転嫁であり、地方財政が厳しさを増す中、事業の安定的実施を妨げる状況にいたっている。

厚生科学審議会難病対策委員会中間報告においても、難治性疾患の研究推進の必要性及び医療制度改革による患者一部負担増により公費負担の急増が見込まれる中、制度の安定化が急務である旨を指摘しているところである。

国においては、特定疾患治療法の早期確立と本事業の安定的実施を図るため、その責務を十分果たす必要があり、単に地方に超過負担を強いることでは問題の解決にはならない。したがって、地方における超過負担を早期に解消するよう強く要望する。

平成14年10月31日

全 国 知 事 会